

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人■■■■会

## 準備書面(2)

平成27年1月7日

名古屋地方裁判所 民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 谷 雄 二

同 森 田 茂

### 1, 弔慰金

前回の期日後に確認したところ、弔慰金100万円はまだ原告に支払われていないことが判明した。

その後、原告が申請手続きをし直したところ、平成26年12月26日、被告が契約している損害保険ジャパン日本興亜株式会社から原告に対して弔慰金100万円が支払われた(甲第13号証)。

### 2, 契約内容を記載した契約書等の書面

#### (1) 平成18年7月1日からの短期入所

早亨は被告の施設での生活を体験してみるため、平成18年7月1日から同年9月末日までの短期入所を行った。

その契約締結の際に作成された書面としては以下のものがある(作成日はい

ずれも平成18年7月26日)。

①平成18年度短期入所サービス契約書(甲第14号証の1)

②身元引受同意書(甲第14号証の2)

③重要事項説明書(甲第14号証の3)

(2)平成19年3月1日から同月31日までの入所

早亨は平成19年3月1日から被告の施設に入所することになった。

その契約締結の際に作成された書面としては以下のものがある(作成日はいずれも平成19年3月1日)。

①施設サービス利用契約書(甲第15号証の1)

②重要事項説明書(甲第15号証の2)

(3)その他

契約内容を記載した書面のうち原告の手元に残っているものは以上の通りである。

ただし、行政や被告の下には他にも契約内容を記載した書面があるはずである。そのうち原告が直接入手できるものの有無について現在検討中である。そして、入手できれば書証として提出する。

以上